

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所における取扱いについて

介護サービス事業者宛 Q & A集 令和3年2月9日版

郡山市保健福祉部介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所における取り扱いについて、当面の間、ご留意いただく事項について、次のとおり整理しましたので、ご活用ください。

Q1 通所・短期入所等サービスの利用者及び職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事業を休止しなければならないのか。

A1 市は公衆衛生対策の観点から休業の必要性の有無について、必要であると判断した場合は、サービス事業所に対し、その全部又は一部の休止を要請する。

Q1-2 不要不急の外出自粛が求められている間、通所サービスは不要不急の外出にあたるか。

A1-2 介護サービスは要介護者・要支援者の生活や身体状況を維持するために必要なサービスであり、国でも継続的な介護サービスの提供を求めており、不要不急な外出にはあたらない。通所を含む介護サービスの利用自粛による要介護者の身体機能低下についての研究発表もされているところであり、通所サービス事業所においては、感染防止対策を行った上で継続的なサービス提供を図っていただきたい。ただし、国事務連絡に基づき、通所サービス事業所ができる限りの訪問サービスを提供することで、通常提供するサービスの代替措置とすることは可能。

Q2 介護支援専門員によるモニタリングについて、新型コロナウイルス感染拡大防止のために利用者の自宅や入所施設を訪問できない場合はどのようにすればよいか。

A2 感染拡大防止の観点で、利用者、家族、入所施設の事情により訪問できない場合や、事業所の判断により利用者の同意を得たうえで訪問しない場合など、訪問できないやむを得ない理由がある場合は、利用者、家族、サービス事業所職員等に対し電話等により可能な限り状況の把握をすることにより、モニタリングを実施したものと認める。この場合、代替措置の概要や経緯を支援経過等に記録しておくこと。

ただし、今回の対応は訪問の自粛要請をするものではないので、可能な限り訪問の機会を設けるよう努めること。

訪問する場合は、マスク着用、手洗い、体温測定、換気、真正面で会話をしない、短時間訪問等の感染症対策に努めること。

Q3 新型コロナウイルス感染拡大防止の施策の影響で、従業員の確保が困難になり、安全にサービスを提供できる人数が確保できない場合、臨時的に営業日時を縮小することは可能か。

A3 入所施設・居住系サービス以外の事業所については、利用者、利用者家族、ケアマネジャーに説明の上行うものであれば、可能と認める。ただし、決定した場合には別添報告様式（「新型コロナウイルス感染防止策の影響による営業日変更、利用自粛依頼等に係る報告書」）により郡山市介護保険課管理係あて報告すること。

なお、完全に一定の期間（連続した営業日2日以上（定休日を挟んで連続する場合を含む））休業する場合は、休止届の提出が必要であるので、該当する場合は介護保険課管理係あてご連絡いただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについては、令和2年2月17日付け厚生労働省事務連絡等を参照願いたい。

※国より適時休業等に関する報告を求められることがあるため、現時点においても上記内容は有効であることに留意すること。

Q3-2 新型コロナウイルス感染拡大防止の施策の影響で、従業員の確保が困難になり、臨時的に事業所を休止することとしたが、家族の状況や身体的状況により代替サービスの手配がつかない方のみサービスを提供することとした。この場合、休止届が必要か。また、休止届を提出すれば、「新型コロナウイルス感染防止策の影響による営業日変更、利用自粛依頼等に係る報告書」を提出しなくても良いか。

A3-2 完全にサービスを中止しない場合は、休止届は不要（休止期間中に提供したサービスに係る介護報酬の請求はできないことに注意）であり、「新型コロナウイルス感染防止策の影響による営業日変更、利用自粛依頼等に係る報告書」のみ提出すること。
休止の状況に応じた提出書類は次のとおり。

事業所の休止の状況	提出する書類	備考
完全に休止 (利用者へのサービス提供を一切行わない、または、期間中の実施内容について介護報酬請求を行わない場合)	①休止届 ②新型コロナウイルス感染防止策の影響による営業日変更、利用自粛依頼等に係る報告書 ③再開届（再開後）	休止届は事前提出が原則だが、事前に介護保険課へ連絡すれば、再開日が確定してから①②③を合わせて提出することも可とする。 ②は様式中の(1)・(2)の両方の欄に記載すること。
原則休止するが、代替サービスの確保が困難な利用者にできる限りのサービスを提供する場合 通所サービス事業所で、通所サービスは全て休止し、代わりに当該事業所が利用者に訪問サービスを行う場合	①新型コロナウイルス感染防止策の影響による営業日変更、利用自粛依頼等に係る報告書	休止期間が確定してから提出することも可能だが、休止前に事前に連絡すること。 様式中の(1)・(2)の両方の欄に記載すること。

Q3-3 訪問介護事業所だが、サービス付き高齢者住宅から、当該住宅内に立入禁止の連絡があり、サービス提供を行わないこととなった。この場合、「新型コロナウイルス感染防止策の影響による営業日変更、利用自粛依頼等に係る報告書」を提出する必要があるか。

A3-3 訪問介護事業所の依頼によりサービス自粛依頼を行うものではないので、当該事業所から報告書を提出する必要はない。

ただし、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等が、入所（居）者が希望又は必要とする医療・介護サービス（特に当該有料老人ホーム等の運営主体以外が提供するサービス）の利用について新型コロナウイルス感染の懸念を理由に禁止又は控えさせる事案が発生することについては、特に懸念されるところであり、国においても、医療・介護サービス事業所で適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、入所（居）者が希望又は必要とする当該サービスの利用を制限することは不適切としている（令和2年9月4日付け厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報 vol.872）、同年9月18日厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報 vol.873））。

質問のような事案が発生した場合には、ご連絡いただきたい。有料老人ホーム等指導担当部署と連携し、当該施設への確認を行います。

Q4 利用者の同居家族が県外に外出し、帰宅した。利用者・利用者家族はサービスの利用継続を希望しているが、感染防止のためサービス提供を休止して良いか。

A4 利用者・利用者家族に説明した際に、利用者・利用者家族はサービスの利用継続を希望しているにも関わらず、同居家族が県外に外出したことのみに基づいてサービス提供を休止することは、サービス提供拒否にあたり、運営基準に抵触するおそれがある。

~~利用自粛依頼が成立するのは、あくまでも利用者本人及び利用者家族が同意している場合のみであることに留意すること。~~

要介護・要支援の高齢者にとって、必要な介護サービス利用は健康上非常に重要であることから、適切な感染拡大防止対策を図りつつ継続的なサービス提供に配慮すること。

特に、令和3年2月8日付け厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報 vol.920）により、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないとされたところであるので、留意すること。

ただし、通所系事業所において、当該事業所の職員が利用者の自宅に訪問して可能な限りのサービスを提供することや、短期入所系事業所において、通常の宿泊室や共同で使用する食堂や機能訓練室を使用せず、静養室等でケアプランに位置づけされたサービスを個別に提供することは、利用者の同意を得て行うものであれば差し支えない。

また、通所系事業所においては、3密を避けるため、引き続き、職員が利用者の自宅に訪問してサービスを提供することによって代替することは可能。

サービス提供における感染拡大防止対策については、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報 vol.808・同年10月15日付け厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報 vol.881）で一部改正）等を参照願いたい。

（参考：提供を拒むことのできる正当な理由がある場合（介護保険最新情報 vol.920 より））

- ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

Q4-2 短期入所生活介護サービスの利用予定者が、接触者（濃厚接触者ではない）になり、PCR検査を受けて陰性となったが、念のため2週間利用を休止するよう依頼して良いか。

A4-2 濃厚接触者でなく、また、PCR検査が陰性であったのであれば、当該理由のみをもってサービス提供を休止することは、サービス提供拒否にあたり、運営基準に抵触するおそれがある。

特に短期入所生活介護については、利用自粛が利用者及び利用者家族に及ぼす影響が多大であることに留意いただき、利用者の同意なくサービス提供を休止したり、利用自粛の同意を強引に依頼するようなことはないようにすること。

なお、国の通知では、「濃厚接触者」はPCR検査を受けて陰性の場合も2週間自宅待機となるが、念のため検査を行う対象とした「接触者」は、PCR検査を受けて陰性であった場合は通常の生活を送ることとしていることに留意すること。

サービス提供における感染拡大防止対策については、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報 vol.808・同年10月15日付け厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報 vol.881）で一部改正）等を参照願いたい。

Q5 通所介護事業所において、感染防止のため訪問サービスの提供等を行った場合において、国通知では居宅サービス計画の記載の見直しはサービス提供後に行っても差し支えないこと、同意についてもサービス提供前に説明・同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることで良いとしているが、当該利用者の同意を得る文書はどのような形態で整備すれば良いか。

A5 見直しを反映した居宅サービス計画書の利用者本人の署名・押印欄に署名・押印をいただくことによって同意を得たものとみなすことが可能。

Q5-2 通所介護事業所において、感染防止のため訪問サービスを提供することとしたが、利用者の希望により事業所の営業日・時間帯以外に訪問サービス提供を行っても良いか。このとき、運営規程等の変更は必要か。

A5-2 原則、事業所の営業日・時間帯に行うことが原則だが、コロナウイルス感染症に関連した場合に限り、次の要件を満たせば実施しても差し支えない。このとき、運営規程の変更は不要とする。ただし、他自治体については異なる取扱いをしている場合もあるので、他自治体の指定を受けている分（越境指定を含む）の請求にあたっては、各指定権者の自治体に確認すること。

また、任意損害賠償保険等に加入している場合、当該保険の対象範囲を確認しておくこと。

- ＜要件＞
- ・当該サービスが利用者の心身へ及ぼす影響が大きく、不可欠なものであること。
 - ・利用者からの希望であること。
 - ・職員の超過勤務対応等となる場合、労働基準法を満たしていること。

Q6 令和2年6月1日付け厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報 vol.842）により、通所介護費等の請求について、当該通知の算定方法に基づき2区分上位の報酬区分を算定する取扱いが可能とされたが、どのような要件を満たせば算定可能か。

A6 常日頃の対策に加えて新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対策を行っており、当該内容を利用者へ説明、同意を得た場合には、6月分から算定が可能。

ただし、支給限度額超過となる利用者については十分に説明を行うこと。特に、同意しないことをもってサービス利用の制限もしくは拒否とならないようにすること。

なお、当該通知は利用者同意を前提に「2区分上位の報酬区分を算定する取扱いが可能」としていることから、一律の対応を求めるものではなく、利用者に応じた算定回数など、当該通知の範囲内で柔軟に対応が可能である。

また、実施した当該対策の内容を文書に記録しておくこと。

Q7 令和2年6月1日付け厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報 vol.842）により、通所介護費等の請求について、当該通知の算定方法に基づき2区分上位の報酬区分を算定するにあたり、報酬区分によっては延長加算の算定が可能とされたが、算定を行うにあたり、時間延長サービス体制に関する介護給付費算定に係る体制等届出書を提出する必要があるか。

A7 郡山市においては、当該通知に基づく延長加算の算定の場合に限り、介護給付費算定に係る体制等届出書の提出及び運営規程の改正は必要ない。

ただし、他自治体については異なる取扱いをしている場合もあるので、他自治体の指定を受けている分（越境指定を含む）の請求にあたっては、各指定権者の自治体に確認すること。

また、当該通知以外の場合における延長加算については、通常どおりの手続き（運営規程を改正の上、介護給付費算定に係る体制等届出書を提出）を行うこと。

Q8 新型コロナウイルス感染症が発生している現在においては、令和2年2月17日付け厚生労働省事務連絡により、一時的に指定基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなった場合も柔軟な対応が可能であるとされていることから、新型コロナウイルス感染症や台風などの災害等以外の理由により、人員基準を満たせなくなった場合も同様の取り扱いとしてよいか。

A8 当該厚生労働省通知は、新型コロナウイルス感染症や台風などの災害等の理由による場合における対応であることから、これら以外の理由による人員基準の欠如については、同様の取り扱いをすることはできない。

Q9 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）において、医師・看護職員・支援相談員・理学療法士等・栄養士・介護支援専門員等の協力の上、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問して、改善目標の設定・入所者及び家族等の指導・退

所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定をすることとされているが、新型コロナウイルス感染防止のため、訪問を行わず対応することとしてよいのか。

A9 居宅訪問については、訪問看護における場合（令和２年４月２４日付け厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報 vol.823））と同様に、利用者等から訪問を控えるよう要請された場合は、居宅の状況を十分把握した上で、電話等の代替手段により行うこととしても差し支えない。

ただし、代替手段の内容等について、記録を整備しておくこと。

Q10 訪問介護等の居宅サービスの提供にあたり、コロナウイルス感染症予防のため、事業所職員が身に着ける使い捨て手袋等の衛生物品について、利用者宅で用意してもらうこととして良いか。

A10 厚生労働省の定める基準により、事業者は衛生管理等の一環として、訪問介護員等が感染源となることや訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があると定められている。また、介護報酬の設定において、これら消耗品費は介護報酬の中で包括して評価されている。

そのため、居宅サービス事業所は、コロナウイルス感染症に関わらず、訪問介護員等職員が身に着ける衛生物品を事業所の負担で用意しなければならない。しかし、利用者が、通常使用する衛生物品ではない特別な物品の使用を求めたとき（例：通常の使い捨てゴム製手袋の上に布製手袋の着用を求める等）は、利用者の同意を得て、利用者が当該物品の現物を提供又は実費を負担することとしても差し支えない。ただし、利用者から実費を徴収する場合にあたっては、運営規程にその旨を定めておく必要があることに注意すること。

Q11 介護予防通所リハビリテーションの介護報酬は月額単価となっているが、感染防止のため月の途中から休業した場合、介護報酬請求はどのようになるか。

A11 令和２年２月２８日付け厚生労働省通知（介護保険最新情報 vol.773）に基づき、休業期間を除いた月の日数により日割計算した額で請求することになる。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業の場合も、令和２年３月６日付け厚生労働省通知（介護保険最新情報 vol.779）月額包括報酬について同様の取り扱いとなる。

Q12 令和3年1月22日付け郡山市保健福祉部長通知（2郡包第3327号）で、入所（居）系施設の入所（居）者が感染症患者と確認された場合、入院する医療機関が決定するまでの間、施設の個室での隔離等を求めているが、その間、医療措置が必要になった場合、誰がその医療措置を行うのか。

A12 既に症状があらわれて医療的措置が必要な入所（居）者は最優先で入院先を確保し緊急搬送することになる見込みで、施設において医療措置を行うことは考えていない。無症状の感染症患者である入居（所）者の容体に変化した場合は、早急に郡山市へご連絡いただきたい。

Q13 令和3年1月22日付け郡山市保健福祉部長通知（2郡包第3327号）に基づき、入院先へ搬送されるまでの間の入所（居）者や陰性と判明した入所（居）者で濃厚接触者と判明した入所（居）者へ継続してケアを行うにあたり、携わる職員への何らかの保障はあるのか。

A13 感染者や濃厚接触者にサービスを提供するにあたり、事業所又は開設法人が当該職員に割増賃金や特別手当等を支給した場合、その手当は郡山市の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金」の対象となるので、支給の際には郡山市へ相談いただきたい（令和3年度は県が実施主体となる予定）。

また、その間使用していた個室等の消毒に係る経費（衛生物品の調達、外部清掃業者への委託を含む）も同様に対象となる。

その他、サービス提供にあたりガウン、ゴーグル等の衛生物品が不足している場合は、当座分の衛生物品を郡山市から供給可能なので、相談いただきたい。

(別添)

新型コロナウイルス感染防止策の影響による営業日変更、利用自粛依頼等に係る報告書

- (1) 感染防止の観点又は学校等の休業に伴う人手不足等の理由から事業所又は設置者の自主的な判断により、休業又は営業日・営業時間の縮小を行った場合

※一定期間完全に休業する場合は、休止届の提出をお願いします。

事業所番号	事業所名	サービス名	担当者名	連絡先 電話番号 (注1)	現在の営業日・時間	臨時的に変更した 営業日・営業時間	変更した日 又は 休業した日	利用者への措置 (代替サービス等)
(例) *****	〇〇デイサービス	地域密着型 通所介護	郡山がくと	024- ***-****	月～金(祝日を除く) 9:00～12:00、13:00 ～16:00	月・水・金(祝日を除く) 9:00～12:00、13:00 ～16:00	3/15～ 3/30	本事業所の職員が自宅を訪問して 通所サービス時に提供していた サービスの一部を提供、又は訪問 介護の利用により代替サービスが 受けられるようにした。

(注1) 休業期間等でも連絡がとれる番号であること。

- (2) 感染防止の観点又は学校等の休業に伴う人手不足等の理由から事業所又は設置者の自主的な判断により、利用者本人に体調悪化等の症状がなく、また、濃厚接触者でないにもかかわらず、本来利用しているサービスの利用自粛を依頼した場合

被保険者番号	事業所名	サービス名	担当者名	連絡先 電話番号	利用している サービスの状況	利用自粛を依頼した 理由	利用自粛 を依頼した 期間	利用者への措置 (代替サービス等)
(例) *****	〇〇デイサービス	地域密着型 通所介護	郡山おんぶ	024- ***-****	月・金(週2回) 9:00～14:00	濃厚接触者の同居家 族であり、発熱はないも のの咳があるため	3/15～ 3/29	利用予定日に本事業所の職員が 自宅を訪問し、通所サービス時に 受けていたサービスメニューの提供 を行うこととした。

報告先

郡山市介護保険課管理係

TEL: 024-924-3021

FAX: 024-934-8971

E-mail: kaigo-kanri@city.koriyama.lg.jp